

資料 3

目標値一覧表(食生活・栄養の部会)

項目		策定時 (H14年)	H20年	H25年	目標 (H25年)	評価
①肥満 (BMI25以上)	現状値	男性:42.5% 女性:35.3%	男性:44.9% 女性:37.8%	男性:42.0% 女性:32.3%	男性:38% 女性:29%	男性:B 女性:B
	把握の方法	H14年住民健診	H18年基本健診 集計データ集	H24年住民健診		
②高血圧 (収縮期血圧130以上)	現状値	男性:50.0% 女性:38.4%	男性:52.0% 女性:42.7%	男性:42.6% 女性:35.0%	男性:48% 女性:38%	男性:A 女性:A
	把握の方法	H14年基本健診 集計データ集	H18年基本健診 集計データ集	H24年住民健診		
③高コレステロール (HDL40未満)	現状値	男性:11.1% 女性:2.7%	男性:8.7% 女性:2.4%	男性:11.5% 女性:3.0%	男性:8% 女性:2%	男性:C 女性:C
	把握の方法	H14年基本健診 集計データ集	H18年基本健診 集計データ集	H24年住民健診		
④高血糖 (HbA1c5.2以上)	現状値	男性:53.9% 女性:46.2%	男性:56.0% 女性:57.0%	男性:51.7% 女性:51.2%	男性:48% 女性:48%	男性:B 女性:C
	把握の方法	H14年基本健診 集計データ集	H18年基本健診 集計データ集	H24年住民健診		
⑤自分に合った食 事をバランスよくとる	現状値	未調査	96.7%	95.0%	増加	C
	把握の方法	-	宜野湾市健康 づくりアンケート	H25年宜野湾市健康 づくりアンケート		
⑥1日3食とる (朝食・間食・夜食)	現状値	間食する人 55.7% 朝食の欠食 23.6%	間食する人 61.6% 朝食の欠食 13.9%	間食する人 77.4% 朝食の欠食 10.4%	間食する人 55% 朝食の欠食 10%	C A
	把握の方法	健康ぎのわん21 策定基礎調査	宜野湾市健康 づくりアンケート	H25年度食育に関する アンケート調査		
⑦1日1食、家族や 仲間と共に食事と とる	現状値	未調査	80.8%	89.0%	増加	A
	把握の方法	-	宜野湾市健康 づくりアンケート	H25年宜野湾市健康 づくりアンケート		

評価について
 A: 達成した
 B: 目標値に達成していないが、改善傾向にある
 C: 変わらないまたは悪化傾向にある
 D: 評価できない・比較できない

目標値一覧表(運動・身体活動部会)

項目		策定時 (H14年)	H20年	H25年	目標 (H25年)	評価
肥満者 (BMI25以上)の割合	現状値	男性:42.5% 女性:35.3%	男性:44.9% 女性:37.8%	男性:42.0% 女性:32.3%	男性:38% 女性:29%	男性:B 女性:B
	把握の方法	H14年住民健診	H18住民健診	H24年住民健診		
高血糖 (HbA1c5.2以上)	現状値	男性:53.9% 女性:46.2%	男性:56.0% 女性:57.0%	男性:51.7% 女性:51.2%	男性:48% 女性:48%	男性:B 女性:C
	把握の方法	H14年宜野湾市 住民健診データ	H18宜野湾市 住民健診データ	H24年住民健診		
①骨密度低下者の割合	現状値	女性:40.5%	51.7% (40歳以上)	女性:38.6% (40歳以上)	38%	A
	把握の方法	H14住民健診	H18年住民健診	H24年住民健診		
②日頃から積極的に体を動かす	現状値	63.5%	未調査	60%	85%	C
	把握の方法	H13国保総合保健 事業報告書		H25年度宜野湾市健康づくりアンケート		
③週2回以上運動する	現状値	男性:21.3% 女性:21.0%	男性:50.8% 女性:45.3%	男性:54% 女性:38%	男性:55% 女性:50%	男性:B 女性:B
	把握の方法	健康宜野湾21 策定基礎調査	宜野湾市健康づくりアンケート	H25年度宜野湾市健康づくりアンケート		

評価について
A: 達成した
B: 目標値に達成していないが、改善傾向にある
C: 変わらないまたは悪化傾向にある
D: 評価できない・比較できない

注) 食生活部会と運動部会の両方の部会に重複して目標値設定している「肥満者の割合」と「高血糖者の割合」は、食生活部会にカウントして目標指標の達成状況を示しています。

目標値一覧表(心・休養・飲酒の部会)

項目	策定時 (H14年)	H20年		H25年	目標 (H25)	評価	
①自殺による死亡率	現状値	平成15年の 死亡率 (人口10万対) 31.6/県26.1	平成17年の死亡率 (人口10万対)18.9/県24		平成23年の 死亡率 (人口10万対) 33.5/県26.7	減少	C
	把握の方法	衛生統計年報 (人口動態編)	衛生統計年報 (人口動態編)		地域における自殺 の基礎資料 (内閣府)		
②精神、神経疾患の 有病率	現状値	3.8%	7%	0.75%	0.97%	減少 ※1	C
	把握の方法	健康ぎのわん21 策定基礎調査	宜野湾市健康 づくりアンケート	H21宜野湾市 福祉の概要	H24宜野湾市 福祉の概要		
③ストレスと感じてい る人の割合	現状値	49.5%	52%		68%	48%	C
	把握の方法	健康ぎのわん21 策定基礎調査	宜野湾市健康づくりアンケート		H25年度宜野湾市 健康づくりアン ケート		
④生きがいを持って いる人の割合	現状値	76.7%	84%		87%	増加	A
	把握の方法	健康ぎのわん21 策定基礎調査	宜野湾市健康づくりアンケート		H25宜野湾市健康 づくりアンケート		
⑤未成年で飲酒をし ている人の割合※2	現状値	未調査	未調査		小学生: 0% 中学生: 0.13%	0%	D
	把握の方法	—	—		H25年 教育委員会より		
⑥妊婦・未成年はお 酒は飲まない	現状値	妊婦34.4% 産婦100%	未調査		妊婦飲酒: 15人(1.4%)	妊婦 100%	C
	把握の方法	わかばプラン	—		H24年親子手帳 問診票より		
⑦ストレス解消がで きる	現状値	70.1%	94.7%		92%	維持	A
	把握の方法	健康ぎのわん21 策定基礎調査	宜野湾市健康づくりアンケート		H25年度宜野湾市 健康づくりアン ケート		
⑧睡眠によって十分 に休養をとる	現状値	67.2%	71.5%		57%	85%	C
	把握の方法	健康ぎのわん21 策定基礎調査	宜野湾市健康づくりアンケート		H25宜野湾市健康 づくりアンケート		
⑨家族や仲間と過ご す時間を作る (週1回以上)	現状値	未調査	92%		91%	維持	A
	把握の方法	—	宜野湾市健康づくりアンケート		H25年度宜野湾市 健康づくりアン ケート		
⑩適正飲酒量を守っ て飲む	現状値	未調査	95.8%		92%	増加	C
	把握の方法	—	宜野湾市健康づくりアンケート		H25年度宜野湾市 健康づくりアン ケート		

評価について A: 達成した
B: 目標値に達成していないが、改善傾向にある
C: 変わらないまたは悪化傾向にある
D: 評価できない・比較できない

※1「精神障害者保健福祉手帳を所持している人」の割合を新たな指標とします。

目標値一覧表(たばこ部会)

項目		策定時 (H14年)	H20年		H25年	目標 (H25年)	評価	
①肺がんの死亡	現状値	標準化死亡比 男性:113.9 女性:91.5	標準化死亡比 男性:104.3 女性:115.6		標準化死亡比 男性:108.11 女性:121.05	減少	男性:A 女性:C	
	把握の方法	沖縄県衛生環境 研究所 (1983-1992)	沖縄県衛生環境研究所 (1993-2002)		沖縄県衛生環境研究所 (2003-2012)			
②心筋梗塞の死亡	現状値	標準化死亡比 男性:97.4 女性:86.1	標準化死亡比 男性:75.4 女性:129.6		標準化死亡比 男性:90.94 女性:95.28	減少	男性:A 女性:C	
	把握の方法	沖縄県衛生環境 研究所 (1983-1992)	沖縄県衛生環境研究所 (1993-2002)		沖縄県衛生環境研究所 (2003-2012)			
③脳血管疾患の死亡	現状値	標準化死亡比 男性:98.5 女性:117.9	標準化死亡比 男性:93.9 女性:105.7		標準化死亡比 男性:109.99 女性:110.71	減少	男性:C 女性:A	
	把握の方法	沖縄県衛生環境 研究所 (1983-1992)	沖縄県衛生環境研究所 (1993-2002)		沖縄県衛生環境研究所 (2003-2012)			
④未成年、妊産婦が 喫煙しない	現状値	未調査	妊婦の喫煙率:6.3%		妊婦の喫煙率:4.1%	妊婦の 喫煙率: 0%	B	
	把握の方法		19年度妊産婦アンケート調査		H24年親子手帳問診票より			
⑤禁煙できる	現状値	喫煙率 男性:56.3% 女性:9.6%	喫煙率 男性:33.9% 女性:2.3%		喫煙率 男性:21.4% 女性:7.2%	喫煙率 男性:25% 女性:減少	男性:A 女性:A	
	把握の方法	H15年 住民健診 (16歳以上)	H20 宜野湾市健康づくりアンケート		H24年特定健診			
⑥分煙できる	現状値	自治会の 施設内禁煙 4ヶ所	・自治会 施設内:3	・宜野湾市役所 ・保健相談センター ・マリソ支援センター ・情報センター ・青少年ホーム	23自治会中 21自治会実施	(敷地内禁煙) ・保育園 ・学校施設 ・保健相談センター (施設内禁煙) ・情報センター ・マリソ支援センター ・ゆいマルシェ (施設内分煙) ・宜野湾市立体育館	市の公共 施設及び 全自治会 の施設内 禁煙・分 煙100%	B
	把握の方法	電話での聞き取り	H20年 受動喫煙防止へ の取り組み調査	H20年 関係各課へ の聞き取り	聞き取り調査			

評価について
 A: 達成した
 B: 目標値に達成していないが、改善傾向にある
 C: 変わらないまたは悪化傾向にある
 D: 評価できない・比較でない

④について

妊産婦の喫煙率に関しては、産婦の調査が難しく評価ができないため、目標値から削除します。

目標値一覧表(歯の健康部会)

項目	策定時 (H14年)	H20年	H25年	目標 (H25年)	評価	
①3歳児う歯罹患率	現状値	45%	36%	30.4%	30%以下	B
	把握の方法	H14年乳幼児健診報告書	H19年乳幼児健診報告書	H24年乳幼児健診報告書		
②DMFT(12歳一人平均う歯経験数)	現状値	3.8本	3.2本	未調査	2.0本	D
	把握の方法	H15年学校保健統計調査(教育庁)	H19年学校保健統計調査(教育庁)	—		
③歯周疾患	現状値	38%	34.70%	35%	28%	B
	把握の方法	H14年成人歯科保健アンケート	宜野湾市健康づくりアンケート	H25年宜野湾市健康づくりアンケート		
④残歯数	現状値	未調査	・全部揃っている人 8人 ・26～31本 40人	・全部揃っている人 14人 ・26～31本 157人	増加	D
	把握の方法	—	宜野湾市健康づくりアンケート	H25年宜野湾市健康づくりアンケート		
⑤歯間ブラシやフロス使用者	現状値	39%	42%	未調査	50%	D
	把握の方法	H14年成人歯科保健アンケート	H19宜野湾市歯周疾患検診票	—		
⑥フッ素塗布経験者	現状値	51%	79.4% (3歳児)	84.3% (3歳児)	80%	A
	把握の方法	H14年乳幼児健診報告書	H19年乳幼児健診報告書	H24年乳幼児健診報告書		
⑦かかりつけ歯科医をもっている人	現状値	43%	59%	48%	60%	B
	把握の方法	宜野湾市歯周疾患検診票	H19宜野湾市歯周疾患検診票	H25年宜野湾市健康づくりアンケート		
⑧おやつ時間を決めている人	現状値	69%	72.5% (3歳児)	82.1% (3歳児)	90%	B
	把握の方法	H14年乳幼児健診報告書	H19年乳幼児健診報告書	H24年乳幼児健診報告書		

評価について
 A: 達成した
 B: 目標に達成していないが、改善傾向にある
 C: 変わらないまたは悪化傾向にある
 D: 評価できない・比較できない

資料 4

計画策定経緯

日程	健康づくり推進協議会	庁内検討委員会	作業部会
平成25年 6月			
7月			点検シートによる各課ヒヤリング
8月	第1回(平成25年8月1日) 前計画の事業評価及び市の現状からの課題 次計画の概要		↓
9月			↓
10月			
11月			第1回(平成25年11月20日) 現取組の整理・確認 計画の基本目標、施策内容の検討
12月		第1回(平成25年12月4日) 計画の基本目標、施策内容の検討	第2回(平成25年12月25日) 施策内容・目標値・重点施策の確認・最終審議
平成26年 1月	第2回(平成26年1月28日) 施策内容・目標値・重点施策の確認・最終審議	第2回(平成26年1月15日) 施策内容・目標値・重点施策の確認・最終審議	
2月	パブリックコメントの実施		
	健康ぎのわん21(第2次)具申(平成26年2月18日)		
3月			

資料 5

○宜野湾市健康づくり推進協議会規則

昭和 61 年 1 月 18 日

規則第 1 号

改正 昭和 62 年 3 月 31 日規則第 21 号

平成 2 年 8 月 21 日規則第 26 号

平成 4 年 7 月 29 日規則第 31 号

平成 8 年 2 月 9 日規則第 4 号

平成 15 年 5 月 15 日規則第 22 号

平成 20 年 3 月 31 日規則第 14 号

平成 21 年 3 月 31 日規則第 6 号

平成 25 年 2 月 26 日規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宜野湾市附属機関設置条例（昭和 55 年宜野湾市条例第 9 号）第 3 条の規定に基づき、地域住民に密着した総合的健康づくり対策を積極的に推進するため、宜野湾市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について審議し、その結果を市長に具申するものとする。

- (1) 健康診査及び健康相談事業に関すること。
- (2) 保健栄養指導に関すること。
- (3) 保健衛生組織の育成に関すること。
- (4) 健康づくりに関する知識の普及に関すること。
- (5) その他市民の健康増進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 50 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健所等関係機関に所属する者
- (2) 医師会等保健医療関係団体に所属する者
- (3) 学校、事業所等に所属する者又は代表者
- (4) 福祉関係団体に所属する者
- (5) 学識経験者
- (6) 地域公共的団体の代表者
- (7) 市の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(平 15 規則 22・一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、委員が委嘱又は任命された時における当該身分を失った場合は委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 協議会において必要と認めるときは、市職員その他関係者の出席を求め、意見を述べさせ又は必要な資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第8条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、次の各号に掲げる者で構成し、会長の命を受けて第2条に規定する協議会の所掌事務について調査研究を行うものとする。

(1) 健康推進部次長

(2) 健康増進課長

(3) 健康支援課長

(4) 児童家庭課長

(5) 保育課長

(6) 障がい福祉課長

(7) 国民健康保険課長

(8) 生涯学習課長

(9) 学務課長

(10) 保健師1人

(11) 学校給食センター所長

(12) 前各号のほか、会長が必要と認める者

3 協議会に幹事会を置き、幹事長は健康推進部次長があたる。

(昭62規則21・平2規則26・平4規則31・平8規則4・平15規則22・平20規則14・平21規則6・平25規則4・一部改正)

(部会)

第9条 特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ幹事会の承認を得て部会を設置することができる。

2 協議会の委員が部会員を兼ねることを妨げないものとする。

3 部会に部会長を置き、部会の会務を掌理する。

4 前3項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(平 15 規則 22・追加、平 25 規則 4・一部改正)

(事務局)

第 10 条 協議会の事務局を健康増進担当部署に置く。

(平 8 規則 4・全改、平 15 規則 22・旧第 9 条線下・一部改正)

(委任)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

(平 15 規則 22・旧第 10 条線下)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この協議会の発足当初の委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず昭和 63 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (昭和 62 年 3 月 31 日規則第 21 号)

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 年 8 月 21 日規則第 26 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 4 年 7 月 29 日規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 8 年 2 月 9 日規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 15 年 5 月 15 日規則第 22 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 15 年 5 月 7 日から適用する。

附 則 (平成 20 年 3 月 31 日規則第 14 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 31 日規則第 6 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 2 月 26 日規則第 4 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

資料 6

宜野湾市健康増進計画検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 宜野湾市健康づくり推進協議会規則第9条の規定に基づき、宜野湾市健康増進計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は、次に掲げる事項について検討し、宜野湾市健康づくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）にその結果を報告する。

- (1) 宜野湾市健康増進計画の策定に関すること
- (2) 宜野湾市健康増進計画の実施の推進に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定・実施に必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は健康推進部次長を、副委員長は健康増進課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(作業部会)

第5条 宜野湾市健康増進計画策定の調査・研究を行う為、作業部会を置く。

- 2 作業部会は次に掲げる事項を検討する。
 - (1) 宜野湾市健康増進計画素案作成に関すること
 - (2) 宜野湾市健康増進計画の実施の推進に関すること
 - (3) 前2号の目的を達成するために必要な事項に関すること
- 3 作業部会は、部会長、副部会及び部員をもって組織する。
- 4 部会長は健康増進課の係長を、副部会長は国民健康保険課の係長をもって充てる。
- 5 作業部員は、別表第2に掲げる職にあるものをもって充てる。
- 6 作業部会長は、必要に応じ関係者を会議に出席させて、その説明若しくは意見を求めることができる。

(会議)

第6条 検討委員会は、必要に応じ委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。
- 3 委員長は、検討委員会における会議の経過又は結果を推進協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、健康推進部健康増進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

別表第1 要綱第3条関係

1	委員長	健康推進部次長兼介護長寿課長
2	副委員長	健康推進部健康増進課長
3	委員	健康推進部国民健康保険課長
4	委員	健康推進部健康支援課長
5	委員	福祉推進部障がい福祉課長
6	委員	福祉推進部児童家庭課長
7	委員	福祉推進部保育課長
8	委員	市民経済部商工農水課長
9	委員	教育委員会教育部生涯学習課長
10	委員	教育委員会指導部指導課長

別表第2 要綱第5条関係

1	部会長	健康推進部健康増進課係長
2	副部会長	健康推進部国民健康保険課係長
3	部員	健康推進部介護長寿課係長
4	部員	健康推進部健康支援課係長
5	部員	福祉推進部障がい福祉課係長
6	部員	福祉推進部児童家庭課係長
7	部員	福祉推進部保育課係長
8	部員	市民経済部商工農水課係長
9	部員	教育委員会教育部生涯学習課係長
10	部員	教育委員会指導部指導課担当主査

資料 7

委員名簿

①宜野湾市健康づくり推進協議会委員名簿

1	平良 一彦 (会長)	琉球大学
2	山川 宗貞 (副会長)	中部福祉保健所健康推進班
3	喜友名 朝盛	中部地区医師会宜野湾班
4	仲村 将満	中部地区歯科医師会宜野湾班
5	宮城 義満	沖縄県農協宜野湾支店
6	古堅 宗篤	宜野湾市小中学校校務研究会
7	宮里 小百合	養護教諭研究会
8	伊禮 夏未	中部栄養士会宜野湾班
9	當山 盛保	宜野湾市社会福祉協議会
10	大川 盛政	宜野湾市民生児童委員協議会
11	桃原 光子	宜野湾市母子保健推進員連絡会
12	宮園 峰子	宜野湾市食生活改善推進協議会
13	伊佐 友孝	宜野湾市体育協会
14	金城 昇	琉球大学教育学部
15	島袋 清	宜野湾市自治会長会
16	多和田 真隆	宜野湾市老人クラブ連合会
17	平良 エミ子	宜野湾市婦人連合会
18	福里 清孝	宜野湾市商工会
19	玉城 勝秀	宜野湾市教育委員会
20	玉那覇 豊子	宜野湾市健康推進部

②宜野湾市健康増進計画検討委員会委員名簿

1	喜舎場 宏 (委員長)	健康推進部次長兼介護長寿課長
2	仲里 美智子 (副委員長)	健康推進部健康増進課長
3	仲村 将彦	健康推進部国民健康保険課長
4	宮良 弘美	健康推進部健康支援課長
5	嘉手納 貴子	福祉推進部保育課長
6	島袋 喜美恵	福祉推進部障がい福祉課長
7	我如古 怜子	福祉推進部児童家庭課長
8	伊佐 英明	教育部生涯学習課長
9	国吉 孝博	市民經濟部商工農水課長
10	武元 英樹	指導部指導課長

③宜野湾市健康増進計画作業部会部員名簿

1	志良堂 孝 (部会長)	健康推進部健康増進課係長
2	平敷 由紀子 (副部会長)	健康推進部国民健康保険課係長
3	長濱 直樹	健康推進部介護長寿課係長
4	池原 史真子	健康推進部健康支援課係長
5	志村 賢太郎	福祉推進部保育課係長
6	西 英理	福祉推進部障がい福祉課係長
7	宮城 朋子	福祉推進部児童家庭課係長
8	西浜 稔	教育部生涯学習課係長
9	福本 司	市民經濟部商工農水課係長
10	山城 亨	指導部指導課係長